

天理市デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託業者選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が、天理市地域公共交通総合連携計画に基づき、平成 24 年度に〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区・・・において、デマンド型乗合タクシー実証運行業務（以下「運行業務」という。）を委託するにあたり、事業者選定に関する企画提案などの審査を適正に行うため、協議会にデマンド型乗合タクシー実証運行業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- （1）企画提案の審査及び評価に関すること。
- （2）最優秀企画提案者の選定に関すること。
- （3）その他、協議会が運行業務を委託するにあたり必要と認められること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内により組織する。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の招集等）

第 5 条 委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員（委員長・副委員長を除く委員とする。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことはでき

ない。

- 3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面審査)

第6条 前条の規定にかかわらず、委員長が会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審査するときは、委員に書面を送付し審査することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による審査を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、審査の結果を報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月27日から施行する。
- 2 この要綱は、協議会が運行業務の委託業者と契約を行った日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員	分野
外部学識経験者	公認会計士
協議会委員	副会長
協議会委員	市民代表
協議会委員	福祉担当
事務局	事務局長

天理市デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託業者選定委員会委員  
候補者名簿

氏 名	所属・役職
西 育良	外部学識経験者（公認会計士）
福井 常夫	協議会副会長・副市長（公室長）
安井 将員	協議会委員・区長連合会副会長（市民代表）
河北 性治	協議会委員・健康福祉部長
藤田 俊史	総務部長（事務局長）